

目次

○	下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）（抄）	1
○	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）による改正（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する部分に限る。）後の条文）	1
○	河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）	2
○	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）による改正後の条文）	9
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	20
○	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（抄）	20
○	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）	21
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）	22
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）	26
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）による改正（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する部分に限る。）後の条文）	28
○	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）	36
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）	37
○	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）	38
○	水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）	39
○	景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）	39
○	幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（抄）	40
○	集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（抄）	41
○	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）（抄）	41
○	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）（抄）（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）による改正（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する部分に限る。）後の条文）	43
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）	44
○	市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）（抄）	44

(ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の二 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（次項及び次条において「利水ダム等」という。）の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 河川管理者

二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者

三 関係都道府県知事

四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調った事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に関し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。

(都道府県ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の三 河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。

2 都道府県ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 河川管理者

二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者

三 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 前条第三項から第七項までの規定は、都道府県ダム洪水調節機能協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項第二号及び第三号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

第五十八条の十三 河川協力団体が第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十条、第二十四条、第